



2021年度

石綿を含む建設廃棄物処理ルール of 解説

生産技術委員会 建設副産物ワーキンググループ

講師 子安 伸幸 (株式会社ユニバース)



一般社団法人

日本木造住宅産業協会

■ 規制強化の全体像

※赤字が今回の改正で追加

工事の種類と規模 ※建築物以外の工作物については別		石綿 事前調査、 記録保存	石綿調査 結果を施 主へ説明、 保存	届出・報告		事前調査 結果揭示、 現場備え 付け
				建り法	石綿 調査 結果	
		元請	元請	発注者	元請	元請
建築物の 解体工事	延面積 80㎡以上	●	●	●	●	●
	未満	●	●	—	—	●
建築物の 改修工事	請負金額 1億円以上	●	●	●	●	●
	” 100万円以上	●	●	—	●	●
	未満	●	●	—	—	●
	※事前調査対象外 の工事	—	—	—	—	—

次ページ

有資格者による調査

R4. 4月～

R5. 10月～

■ 規制強化の全体像

2023年10月～

無資格での、**アスベスト事前調査**は

法律違反

です！

解体・リフォーム工事における石綿規制が大幅強化！
「今まで通りのアスベスト事前調査」では通用しません。

調査結果の
報告が義務化^{※1}

2022年4月～



有資格者^{※2}による
調査が義務化

2023年10月～



未報告・虚偽報告は30万円以下の罰金対象に！

■ 改正対応チェックリスト

※赤字が今回の改正で追加

前提（レベル3のリフォーム施工）

- 1 見積担当者は「石綿作業主任者」に
- 2 施工現場に一人は「石綿作業主任者」を
- 3 作業員は全員「特別教育」を
- 4 石綿以外の産廃の処理体制・ルート構築
- 5 石綿含有産業廃棄物の処理ルート構築

石綿あってもなくてもマスト

調査

- 1 調査（含有不明な場合、分析orみなし）
- 2 調査結果を発注者に説明し、**記録を保管**
- 3 **（2022.4～）100万以上改修は電子報告**
- 4 **（～2023.10）見積担当者は調査者資格を**

工事中

- 5 調査結果（有無）を現場に掲示する

石綿（レベル3）がある場合マスト

作業計画

- 1 作業計画（作業方法・順序等）を作成
- 2 **（下請業者がいる場合）作業計画を説明**

工事中

- 3 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示
- 4 作業者は呼吸用保護具を着用して除去
- 5 湿潤化して可能な限り原形のまま除去
- 6 **けいカル板・仕上塗材の作業基準順守**

完了後

- 7 **（施工業者）写真を含めた作業記録作成**
- 8 **（元請業者）特定粉じん排出等作業記録作成**
- 9 **（元請業者）完了報告書作成、発注者へ報告**

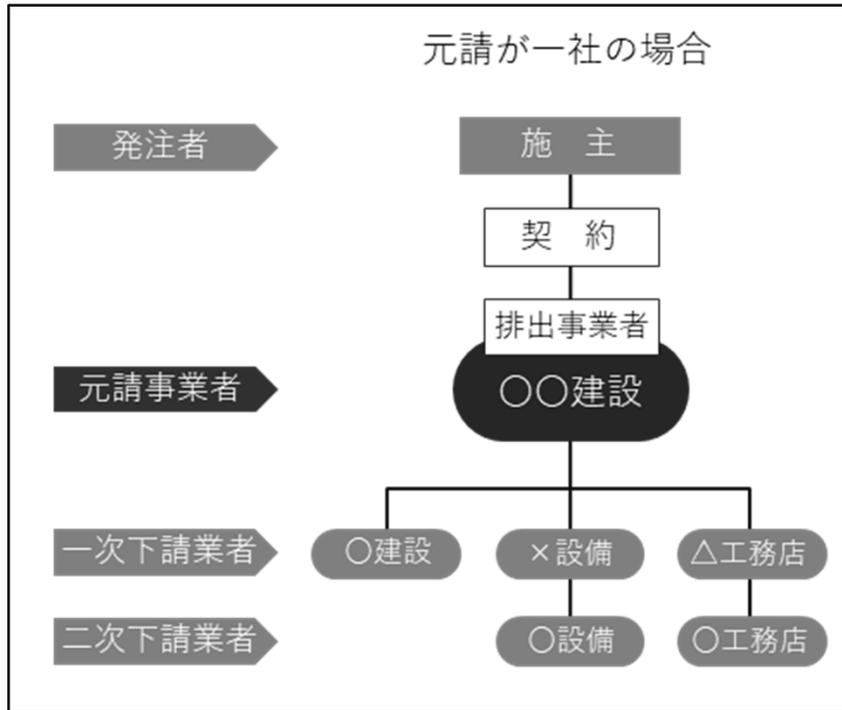
廃棄物処理

- 10 石綿含有産業廃棄物は他と区別して処理

■ 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の排出事業者

- 建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者は元請業者であり、下請業者ではない

- 元請業者が排出事業者と定義される



【平成22年 廃棄物処理法改正本文】

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。



- ・平成22年の改正において、建設工事から排出された産業廃棄物の排出事業者は、発注者と直接契約した『元請業者』となることを明文化した。
- ・多重下請け構造である建設工事においては、排出事業者責任が明確にならない状況や、下請業者にその処理を押し付ける状況に伴う不適正処理を防ぐ目的である。

■ 再委託の原則禁止

■ 産業廃棄物の処理委託において、再委託は原則禁止とされている

再委託 = 処理業者が、受託した処理を自ら行わず、他人に委託すること

⇒ 廃棄物処理法では、その処理についての責任の所在を不明確にし、不適正処理につながるおそれがあることから、再委託を原則として禁止しています。

つまり排出事業者は、**実際に運搬または処分する者に直接委託**する必要があります。

該当条文：廃棄物処理法 第14条16項

産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、
産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、
それぞれ他人に委託してはならない。

ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

■ 石綿以外の産廃の処理体制・ルート構築

- 以下のパターンから（組み合わせることも含めて）選択して体制を構築する

運搬する者	想定される運搬先	内容
<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center;">元請業者</div> (収集運搬業許可 不要)	元請業者の保管場所	事務所等に保管場所を準備し、都度持ち帰る →集積後は処理委託することを想定
	処分業者施設	排出事業者自身で運搬して、処分のみ委託 (処分業者への持ち込み・自社搬入)
<div style="background-color: #212121; color: white; padding: 5px; text-align: center;">処理業者</div> <div style="background-color: #FF9800; color: white; padding: 5px; text-align: center;">下請業者</div> (収集運搬業許可あり)	処分業者施設	許可を有する処理業者が、排出現場から回収することで処理委託が開始する ※排出量がある程度多い場合には一般的 ※下請事業者に許可を取得させ、収集運搬を委託する場合も同じ
<div style="background-color: #FF9800; color: white; padding: 5px; text-align: center;">下請業者</div> (収集運搬業許可なし)	元請業者が 権限を有する場所	※限定的な特例 廃棄物処理法の特例（21条の3第3項）を活用し、下請け業者が運搬を行う

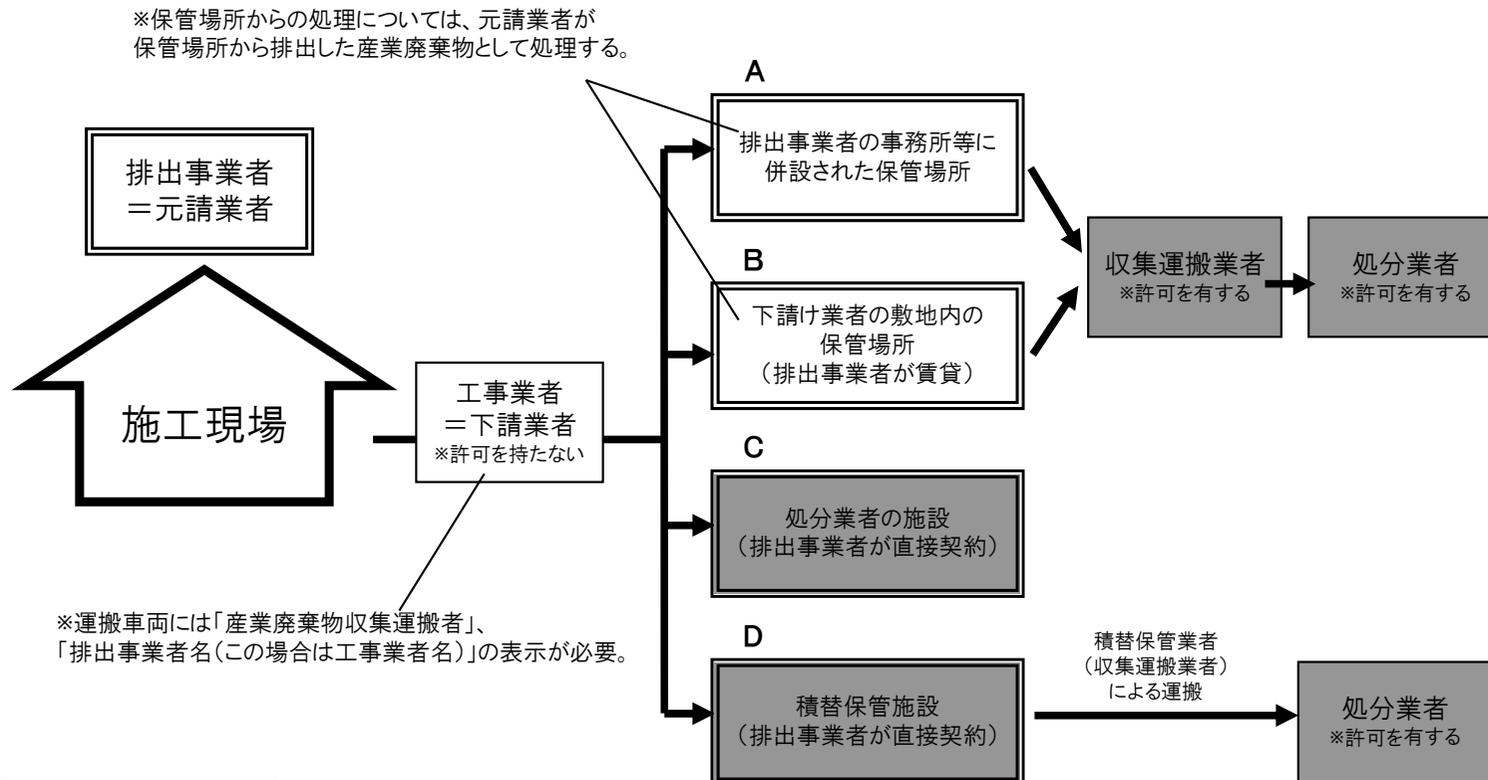
▶ 次ページ

■ 石綿以外の産廃の処理体制・ルート構築

■ 収集運搬業許可を持たない下請工事業者が一旦運搬を行う条件

※限定的

- ☑新築・増築及び解体工事では認められず、請負金額が500万円以下の工事に限る。
 - ☑特別管理産業廃棄物では認められない。
 - ☑1回に運搬する廃棄物は1m³以下であること。
 - ☑この運搬の途中で積替保管を行ってはならない。
 - ☑運搬先は、排出事業者が使用権限を持ち、施工現場と同一または隣接する都道府県であること。
- ※上記の条件を満たしたうえで、工事ごとに合意書面を取り交す必要もある。

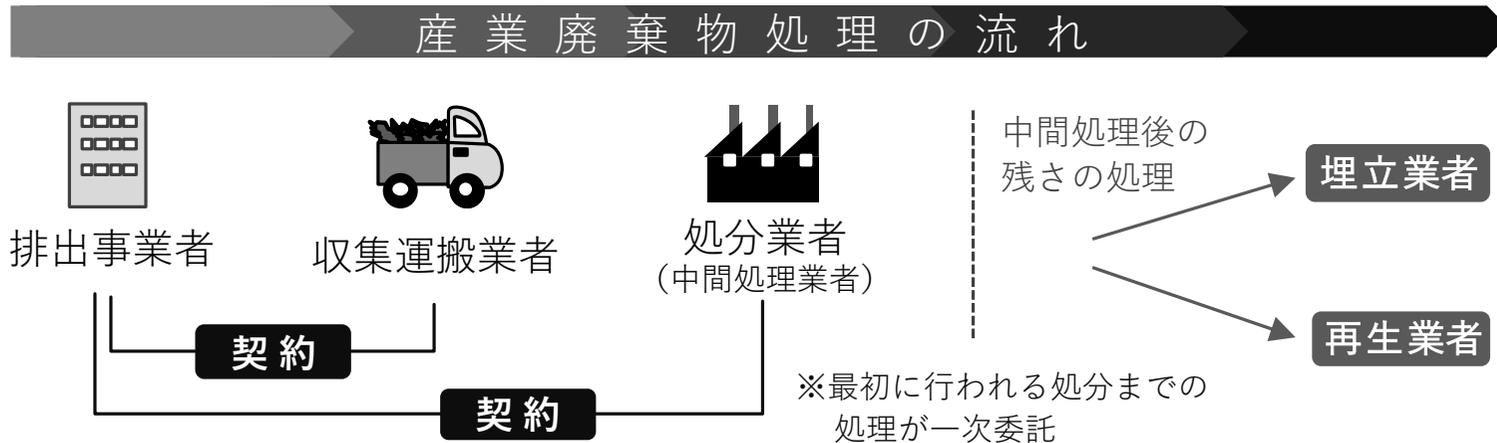


■ 収集運搬／処分委託の契約の締結

■ 収集運搬業者とだけではなく、運搬先の処分業者とも直接契約する

- 処理委託の前に締結すること
- 書面で締結すること
- 契約の終了日から5年間保存すること

■ 契約する相手 ※最初に行われる処分業者と、直接の処分契約が必要



■ 記載すべき事項に漏れがない ⇒ 記載事項一覧

■ 産業廃棄物処理委託契約書の記載事項

収集運搬契約
の場合

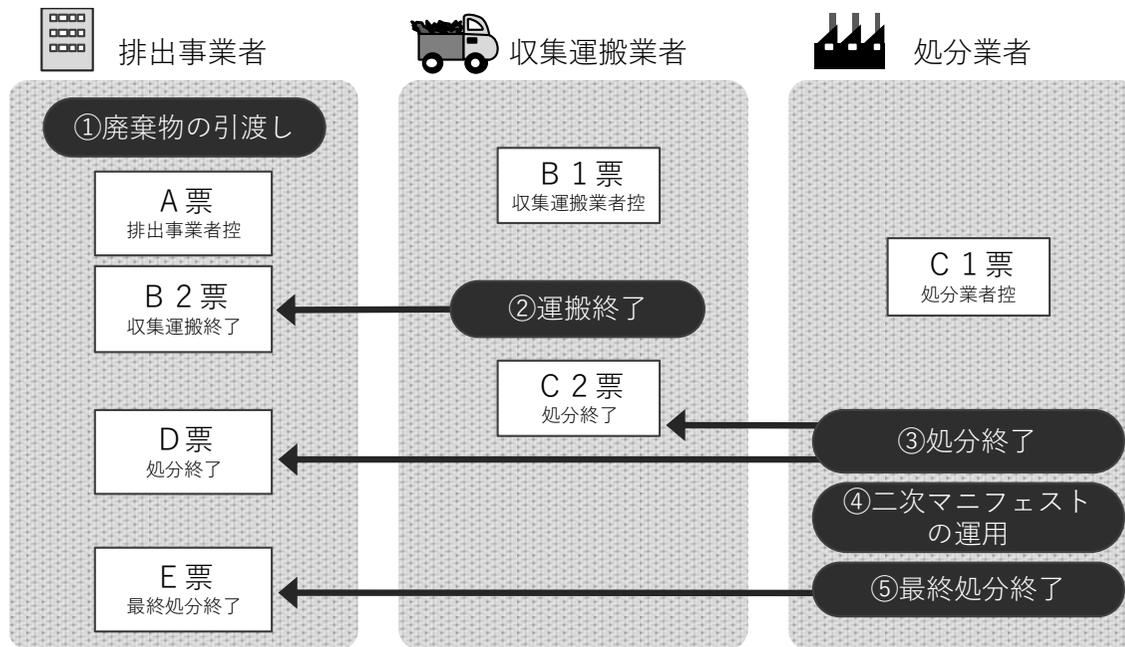
区分	記載が必要となる条件 (一項は必須の記載事項となる)	法律で定められる記載事項	記載する際の注意点
共通	受託者が処理業許可を受けた者である場合	受託者の事業範囲 ※許可証を添付すること	「添付する許可証の通り」でも構わない
	—	委託契約の有効期間	自動更新の定めがあっても構わない
	—	産業廃棄物の種類及び数量	
	—	契約金額（支払う料金）	単価と数量から合計が計算できれば可
	—	産業廃棄物の性状及び荷姿	性状：固形・液体など 荷姿：袋・コンテナなど
	—	産業廃棄物の性状の変化に関して (通常の保管下で)	
	—	産業廃棄物の混合等による支障	
	委託する産業廃棄物に JIS C 0950含有マークが含まれる場合	JIS C 0950含有マークの表示に 関する事項	
	それぞれが委託する産業廃棄物に含ま れる場合	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる旨	
	—	その他産業廃棄物取り扱い上の注意	
	—	上記6項目の変更情報の伝達方法	書面・FAX等、伝達の方法は問わない
	—	受託業務終了の報告	マニフェストによる報告で構わない
	—	契約解除時の産業廃棄物の取扱い	
収集運搬	—	運搬の最終目的地の所在地	本社などではなく、実際に搬入する施設を記入
	積替保管を行う場合	積替保管を行う場所の所在地 積替保管できる産業廃棄物の種類・保管上限	
	積替保管を行う場合であり、 廃棄物が安定型産業廃棄物である場合	他の廃棄物と混合することの許否	他の廃棄物＝管理型の産業廃棄物
処分	—	処分（再生）場所の 所在地・方法・処理能力	
	—	最終処分の場所の 所在地・方法・処理能力	
	委託する産業廃棄物が 輸入された廃棄物である場合	輸入された廃棄物である旨	平成23年度から記載事項として追加

処分契約
の場合

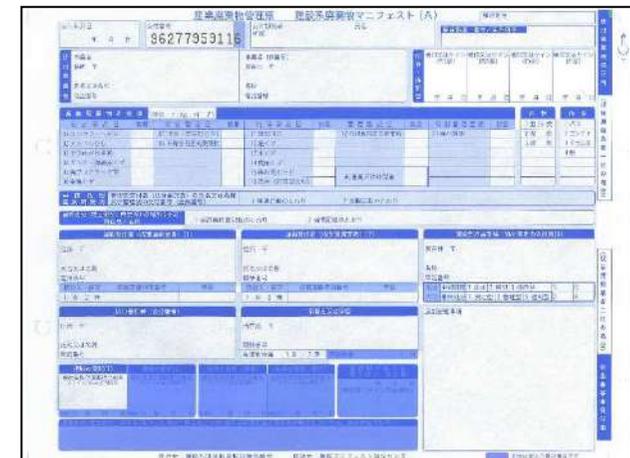
■ マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付

産業廃棄物の処理委託にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要。

※排出事業者自らの運搬、下請業者による特例運搬では対象外。



■ 建設系マニフェスト



発行元：建設六団体副産物対策協議会

取扱元：建設マニフェスト販売センター

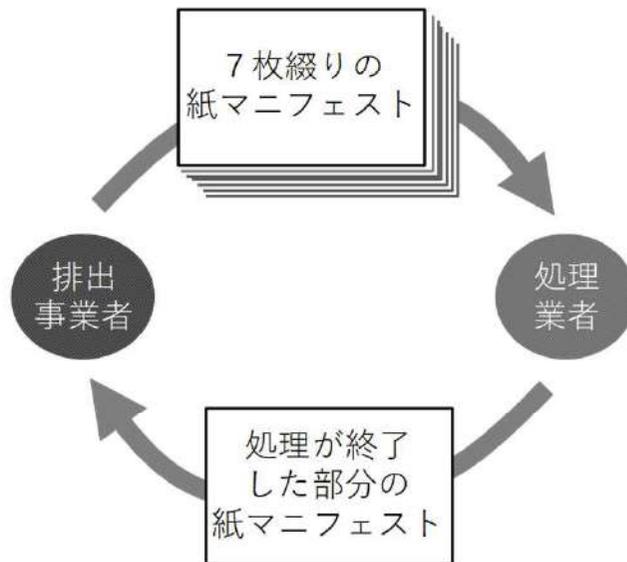
■ マニフェストの運用

紙か電子か、どちらかを選択して使用する



紙マニフェストは 手紙

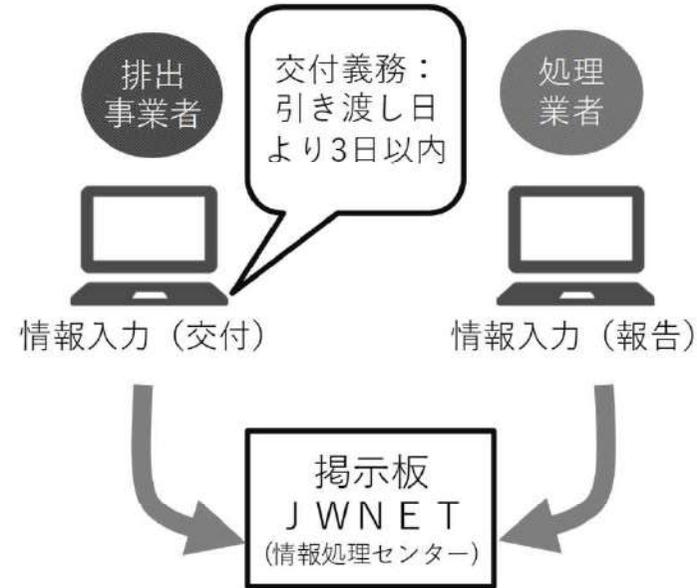
交付義務：廃棄物の引き渡しと同時



保存義務：5年間保存※
報告義務：排出事業者(1年分をまとめて報告)
※A票は交付日から、B2票・D票・E票は送付を受けた日から



電子マニフェストは 掲示板



保存義務：JWNETが電子的に保存
報告義務：JWNETが代わりに報告

※排出事業者、収集運搬業者、処分業者、3者全ての加入が必須条件

■ 一般廃棄物の処分

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>
建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）

平成30年6月22日

【抜粋】

1. 残置物の処理責任の所在について

建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

2. 残置物の適正な処理を確保するための方策について

解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。都道府県及び市町村におかれては、一般廃棄物に該当する残置物の処理について関係者から相談があった場合等には、当該市町村における一般廃棄物処理計画に沿った処理方法（適切な排出方法、市町村が自ら処理しない廃棄物については連絡すべき一般廃棄物処理業者等）を示すなど、適正な処理が実施されるよう指導されたい。

- ・ 残置物は工事の発注者側が排出者となる
= 工事に伴い生じた廃棄物（元請業者が排出事業者）ではない



（一社）住宅リフォーム推進協議会
「リフォーム工事の廃棄物正しい処理方法」から抜粋

■ 石綿含有産業廃棄物の処理ルート構築

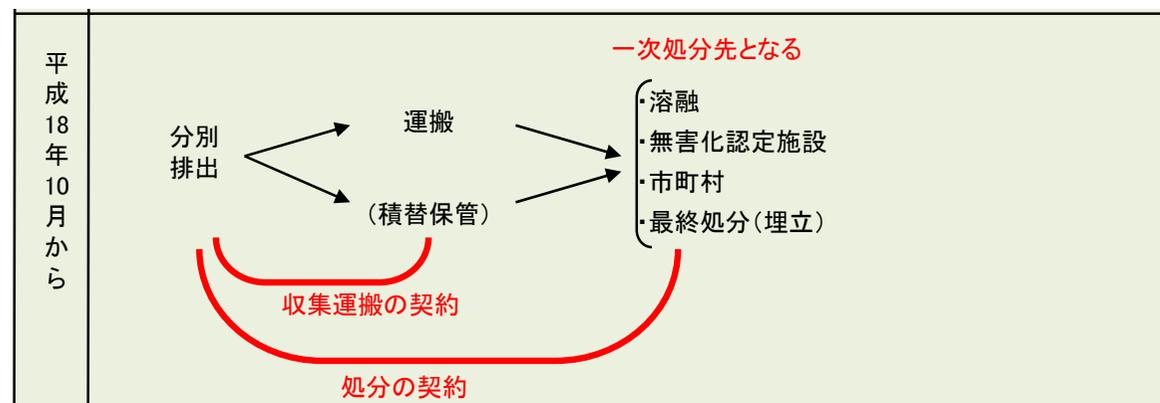
■ 石綿含有産業廃棄物の処分方法が限定 ⇒限定された処分業者との直接処分契約が必要

- 石綿含有産業廃棄物（石綿含有サイディングなど）の処理に関するポイント（2006年10月～改正）
 1. 「非飛散性アスベスト」という用語を使用しない。
「石綿含有産業廃棄物」とし、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」と区別する。
 2. 重量比で0.1%含有しているものが対象
 3. 契約書の記載事項追加。石綿含有産業廃棄物を含む場合その旨を記載する。
 4. 品目追加ではないが、マニフェスト・契約書・掲示看板など、それぞれ他の廃棄物と分けて取り扱う。

石綿含有産業廃棄物は、基本的に普通産業廃棄物における3品目
「廃プラスチック類」「ガラス・陶磁器くず」「がれき類」に含まれる。

5. 処分方法は限定される（溶融・埋立以外の処理の禁止）

⇒埋立処分場との直接契約がなければ、実質的に石綿含有産業廃棄物の排出はできない



■ 石綿含有産業廃棄物の処理ルート構築

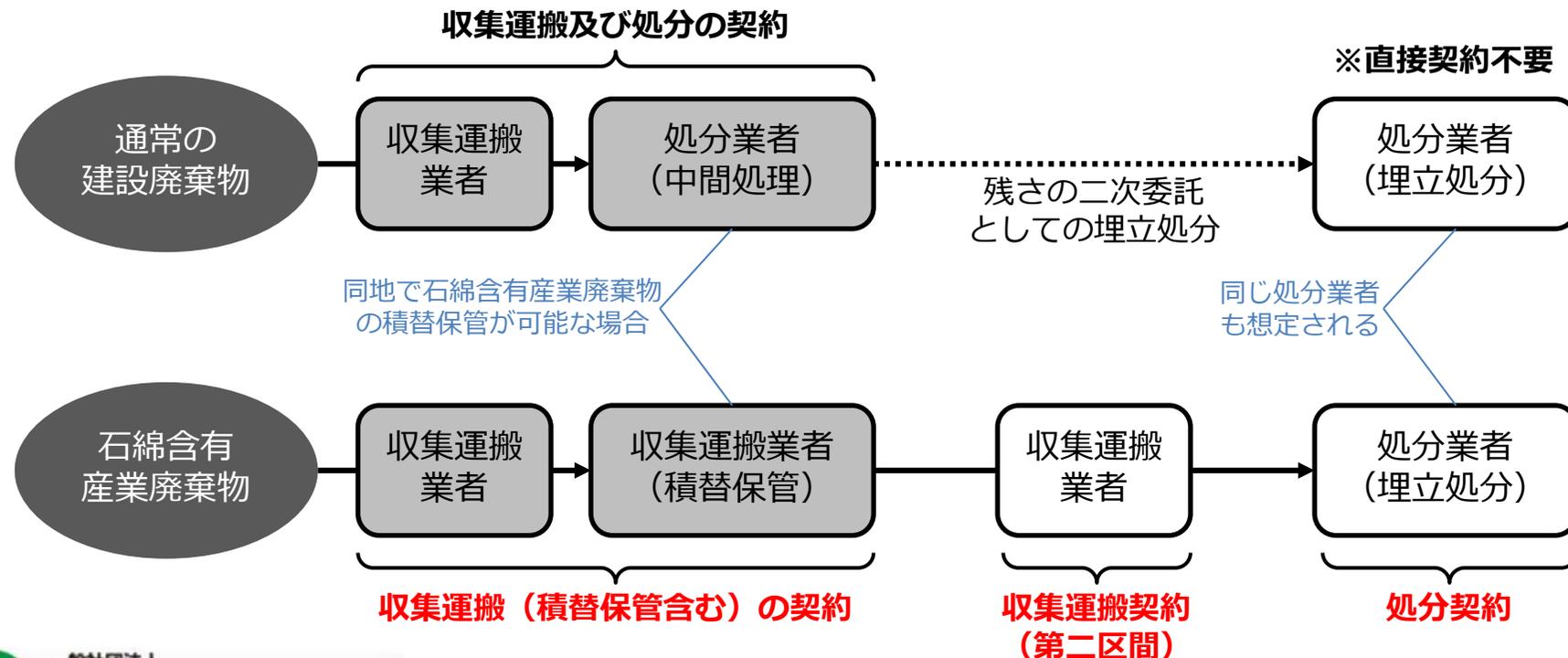
■ 石綿含有産業廃棄物の処理ルートも、通常の建設廃棄物の処理業者が関与するのが現実的

- よくある石綿含有産業廃棄物の処理の流れ

※あくまでも例です

<前提>

- 通常の建設廃棄物について、【収集運搬及び処分ができる業者】に委託している（処分は中間処理）
- 【収集運搬及び処分ができる業者】は、石綿含有産業廃棄物の収集運搬が可能
- 【収集運搬及び処分ができる業者】は、中間処理施設と同地で、石綿含有産業廃棄物の積替保管が可能



■ 石綿含有産業廃棄物は他と区別して処理

■ 他の廃棄物と分けて、フレコンバック等に入れて取り扱う。

- 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去で生じた廃棄物
 - 石綿含有産業廃棄物（特別管理産業廃棄物にはならない）石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、次の措置を講ずる。
 - ・ 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。
 - ・ 飛散しないよう シート掛けする、梱包する等の対策を講ずる。
- けい酸カルシウム板第1種切断・破砕されて廃棄物となったもの・除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物：
 - フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにする
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもの
 - 確実な梱包石綿含有仕上げ塗材を除去して粉状又は汚泥状になった廃棄物：
 - 排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包。また、梱包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等：
 - 十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにする

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版） 令和3年3月 <https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>